

## 財政援助団体等監査結果報告

### 第1 監査の種類及び対象

#### 1 財政援助団体監査

- (1) 公益財団法人浜松国際交流協会
  - ア 監査対象補助金 浜松市国際交流推進事業費補助金(平成24年度分)
  - イ 補助金の所管課 企画調整部 国際課
  
- (2) 学校法人ムンド・デ・アレグリア学校
  - ア 監査対象補助金 浜松市外国人学校教育事業費補助金(平成24年度分)
  - イ 補助金の所管課 企画調整部 国際課
  
- (3) とびうお杯第27回全国少年少女水泳競技大会実行委員会
  - ア 監査対象負担金 とびうお杯第27回全国少年少女水泳競技大会負担金(平成24年度分)
  - イ 負担金の所管課 市民部 スポーツ振興課
  
- (4) 静岡県市町対抗駅伝競走大会浜松市実行委員会
  - ア 監査対象負担金 第13回静岡県市町対抗駅伝競走大会負担金(平成24年度分)
  - イ 負担金の所管課 市民部 スポーツ振興課
  
- (5) 浜松戦国山城まつり実行委員会
  - ア 監査対象負担金 浜松戦国山城まつり負担金(平成24年度分)
  - イ 負担金の所管課 市民部 文化財課
  
- (6) はままつ保育園
  - ア 監査対象補助金 浜松認証保育所事業費補助金(平成24年度分)
  - イ 補助金の所管課 こども家庭部 保育課
  
- (7) 株式会社あそび学園(あそびこども園浜松)
  - ア 監査対象補助金 浜松認証保育所事業費補助金(平成24年度分)
  - イ 補助金の所管課 こども家庭部 保育課
  
- (8) 浜松花と緑の祭実行委員会
  - ア 監査対象負担金 浜松花と緑の祭実行委員会負担金(平成24年度分)
  - イ 負担金の所管課 都市整備部 緑政課

(9) 公益財団法人浜松市勤労福祉協会

- ア 監査対象補助金 浜松市・湖西市勤労者共済事業費補助金(平成 24 年度分)
- イ 補助金の所管課 産業部 産業総務課

(10) 浜名商工会

- ア 監査対象補助金 浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金(平成 24 年度分)
- イ 補助金の所管課 産業部 産業総務課

(11) はままつ冬フェス in machi 実行委員会

- ア 監査対象補助金 浜松市商店街魅力アップ支援事業費補助金(平成 24 年度分)
- イ 補助金の所管課 産業部 産業振興課

(12) 高台発展会

- ア 監査対象補助金 浜松市商店街街路灯等 LED 化促進事業費補助金(平成 24 年度分)
- イ 補助金の所管課 産業部 産業振興課

(13) 遠州鉄道株式会社

- ア 監査対象補助金 浜松市循環まちバス運行事業費補助金(平成 24 年度分)
- イ 補助金の所管課 産業部 産業振興課

## 2 出資団体監査

(1) 公益財団法人浜松国際交流協会

- ア 市の出資比率 42.4%
- イ 団体の所管課 企画調整部 国際課

(2) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

- ア 市の出資率 30.1%
- イ 団体の所管課 産業部 産業振興課

(3) 公益財団法人浜松市勤労福祉協会

- ア 市の出資率 45.5%
- イ 団体の所管課 産業部 産業総務課

## 3 公の施設の指定管理者監査

(1) 浜松市勤労福祉協会・日本シアタサービス共同事業体

- ア 代表団体 公益財団法人浜松市勤労福祉協会
- イ 構 成 員 公益財団法人浜松市勤労福祉協会  
株式会社日本シアタサービス

ウ 管理している公の施設 浜松市勤労会館(Uホール)

エ 施設の所管課 産業部 産業総務課

## 第2 監査の範囲

1 財政援助団体については、平成 24 年度に執行された本市からの補助金等交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

2 出資団体については、平成 24 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者については、主に平成 24 年度及び平成 25 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。

また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

## 第3 監査の期間

平成 25 年 10 月 7 日から平成 26 年 1 月 27 日まで

## 第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

## 第5 監査の結果等

### 【財政援助団体監査】公益財団法人浜松国際交流協会

#### 1 団体の概要

##### (1) 設立

平成3年10月1日

##### (2) 設立目的

浜松市の特性を生かし、経済、学術、文化等の国際交流事業及び在住外国人の日常生活に関する支援事業を幅広く行い、もって個性と活力にあふれた国際都市浜松の創造に寄与することを目的としている。

##### (3) 事務所の所在地

浜松市中区早馬町2番地の1 クリエイト浜松4階

##### (4) 組織(平成25年3月31日現在)

- ・役員等 16人(代表理事1人、業務執行理事1人、理事3人、評議員9人、  
監事2人)
- ・事務局 18人

##### (5) 主な事業

- ア 国際交流、国際理解及び国際協力活動の推進
- イ 多文化共生社会づくりの推進
- ウ 国際ボランティア及び市民活動の支援
- エ 国際交流に関する情報の収集及び提供
- オ 国際交流関係諸団体との連絡調整

##### (6) 市との関係

市は、浜松市内の民間団体が行う自主的かつ創造的な多文化共生、国際交流・協力並びに国際理解教育の各活動を支援することにより、市民の多文化共生、国際交流・協力促進の意識の醸成を図り、もって本市の国際化を推進するため、浜松市国際交流推進事業費補助金として、平成24年度は6,385,900円を交付している。

#### 2 補助の対象及び補助額

##### (1) 補助の対象

民間団体が行う、以下に掲げる要件を備える活動に対して、国際交流協会が実施する支援事業に係る経費を対象とする。

- ア 多文化共生の推進を目的とする事業
- イ 国際交流の推進を目的とする事業
- ウ 国際協力の推進を目的とする事業
- エ 国際理解の推進を目的とする事業

オ 多文化共生、国際交流・協力・理解の担い手となるボランティアを育成する事業

(2) 補助額

補助額は、協会が実施する支援事業の対象となる各活動の実施に直接必要な経費の 2 分の 1 以内とし、各活動 1 件あたりの限度額は 300,000 円とする。

ただし、多文化共生分野については、各活動 1 件あたりの限度額は 500,000 円とする。

(3) 補助対象事業費及び補助額

(単位 円)

補助対象事業	対象団体	補助対象事業費	補助額
第 2 回梅花杯・中国語スピーチコンテスト	中国文化交流会	276,102	100,000
米国ワシントン州キャマス市との交流事業	細江町国際交流協会	337,486	100,000
外国をルーツとする子どもと保護者のための進学ガイダンス 2012	NPO 法人浜松 NPO ネットワークセンター	345,992	170,000
アラッセ希望 (ブラジル人児童学習支援)	NPO 法人 ARACE	800,062	400,000
その他 28 事業		12,855,523	5,615,900
合計 32 事業		14,615,165	6,385,900

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続きにより交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】学校法人ムンド・デ・アレグリア学校

### 1 団体の概要

#### (1) 設立

平成 17 年 8 月 19 日

#### (2) 設立目的

外国人幼児児童生徒に対して、適切な教育環境を与えることにより、その心身の成長を促し、母国語で幼小中高等学校における教育を行うとともに、日本社会に適応できるよう積極的に日本文化に接し、日本語教育を実施することを目的とする。

#### (3) 事務所の所在地

浜松市西区雄踏町宇布見 9611 番地の 1

#### (4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 23 人(理事長 1 人、理事 6 人、評議員 14 人、監事 2 人)
- ・事務局 42 人

#### (5) 主な事業

- ア 母国語による幼小中高等学校教育
- イ 日本語教育
- ウ 地域交流活動への参加を通じた地域との共生
- エ その他目的を達成するために必要な事業

#### (6) 市との関係

市は、外国人学校児童生徒保護者の授業料負担軽減と外国人の子どもの不就学解消を推進し、もって外国人の子どもの教育環境の充実を図るため、浜松市外国人学校教育事業費補助金として、平成 24 年度は 6,080,000 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

#### (1) 補助の対象

外国人学校が行う教育事業に係る経費のうち、教員以外の事務職員等人件費、賃借料及び光熱水費等、外国人学校運営のための恒常的な経費を除くものを対象とする。

#### (2) 補助額

補助額は、対象経費の 1/2 以内とし、次の(ア)及び(イ)により算定した額の合計額を上限額とする。

(ア) 学校割額 1,000,000 円

(イ) 当該年度の 5 月 1 日現在で在籍する児童生徒数に、40,000 円を乗じて得た額

(3) 補助対象事業費及び補助額

(単位 円)

対象経費	補助対象事業費	補助額
教育人件費	31,178,574	6,080,000
教材費	296,945	
消耗品費	1,450,587	
合 計	32,926,106	6,080,000

**3 監査の主な着眼点**

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続きにより交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

**4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】とびうお杯第 27 回全国少年少女水泳競技大会実行委員会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 17 年 12 月 1 日

(2) 設立目的

全国からトップクラスの小学生選手が集まり競うとともに、自分の技術をさらに高める機会や選手同士の交流を深めるため。また、将来世界に通用する水泳選手の強化・育成に重要な役割を担う大会として、本市においても水泳競技人口の拡大に寄与するとともにジュニア選手の育成を目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市東区薬新町 45 番地 中日新聞東海本社事業部

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 38 人(委員長 1 人、副委員長 4 人、委員 27 人、顧問 4 人、監事 2 人)
- ・事務局 4 人

(5) 主な事業

とびうお杯第 27 回全国少年少女水泳競技大会の開催

【競泳】平成 24 年 8 月 4 日(土)、5 日(日)

【飛込】平成 24 年 10 月 6 日(土)、7 日(日)

(6) 市との関係

市は、全国に浜松の魅力を広く発信し、浜松市を拠点としたスポーツの振興を目的とする「とびうお杯第 27 回全国少年少女水泳競技大会」を開催するため、とびうお杯第 27 回全国少年少女水泳競技大会負担金として、平成 24 年度は 4,000,000 円を交付している。

### 2 事業費及び負担金額

(1) 平成 24 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市負担金	4,000,000	4,000,000	0
協賛金	4,000,000	4,280,000	280,000
参加料	4,000,000	4,143,000	143,000
広告料	300,000	370,000	70,000
物販売上	2,600,000	2,912,200	312,200
合 計	14,900,000	15,705,200	805,200



**【支出】**

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(A)－(B)
報償費	5,410,000	6,277,726	△867,726
旅費	2,200,000	1,239,815	960,185
需用費	5,990,000	6,665,656	△675,656
役務費	300,000	816,420	△516,420
使用料	1,000,000	705,583	294,417
合 計	14,900,000	15,705,200	△805,200

**3 監査の主な着眼点**

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

**4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】静岡県市町対抗駅伝競走大会浜松市実行委員会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 18 年 6 月 8 日

(2) 設立目的

浜松市 3 チームが大会に出場するための円滑な運営を行うことで、浜松市民の連帯感の醸成やシティプロモーションに寄与することを目的とする。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市スポーツ振興課内

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 13 人(委員長 1 人、副委員長 3 人、理事 9 人)
- ・事務局 12 人

(5) 主な事業

- ア 選手選考に関する事業(1 次選考会、最終選考会の開催)
- イ 大会出場のための企画および準備に関する事業
- ウ 各区および関係機関との連絡調整に関する事業
- エ 大会出場に関連する事業(コース下見、大会当日各種手配)

(6) 市との関係

市は、静岡県市町対抗駅伝競走大会に 3 チームが出場することから、大会への参加と地域活性化、県内市町交流の促進並びに競技力の向上を図るため、静岡県市町対抗駅伝競走大会負担金として、平成 24 年度は 3,500,000 円を交付している。

### 2 事業費及び負担金額

(1) 平成 24 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B) - (A)
浜松市負担金	3,500,000	3,500,000	0
預金利子	0	267	267
合 計	3,500,000	3,500,267	267

**【支出】**

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(A) - (B)
旅費	1,402,700	1,443,660	△40,960
報償費	297,000	272,400	24,600
被服費	1,272,000	991,725	280,275
需用費	127,900	243,327	△115,427
役務費	80,400	72,990	7,410
会場費	200,000	265,220	△65,220
予備費	120,000	210,945	△90,945
合 計	3,500,000	3,500,267	△267

**3 監査の主な着眼点**

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

**4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】浜松戦国山城まつり実行委員会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 24 年 8 月 2 日

(2) 設立目的

ア 「徳川・武田争奪の城」として知られる天竜川流域の戦国時代城郭群をはじめとする浜松の山城を、魅力ある歴史・文化資源として有効に活用する。

イ 市内のみならず全国に浜松の山城の魅力を発信し、認知度の向上を図る。

ウ 郷土愛の醸成及び地域振興・活性化を図る。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市文化財課内

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・役員等 4 人(会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人)

・事務局 5 人

(5) 主な事業

ア 二侯城・鳥羽山城に係る講演会、シンポジウム等の開催

イ 二侯城及び二侯のまちの歴史・文化を活かしたイベントの開催

ウ ア及びイのための広報、会議の開催

(6) 市との関係

市は、天竜川流域の戦国時代城郭群をはじめとする浜松の山城を、魅力ある歴史・文化資源として有効に活用し、全国に浜松の山城の魅力を発信し、認知度の向上を図るため、浜松戦国山城まつり開催に係る負担金として、平成 24 年度は 2,779,652 円を交付している。

### 2 事業費及び負担金額

(1) 平成 24 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市負担金	3,800,000	2,779,652	△1,020,348
公益信託チヨタ遠越準一 文化振興基金助成金	500,000	500,000	0
公益財団法人はましん 地域振興財団助成金	120,000	120,000	0
その他収入	5,000	7,337	2,337
合 計	4,425,000	3,406,989	△1,018,011

**【支出】**

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(A)－(B)
報償費	373,000	250,394	122,606
旅費	60,000	36,100	23,900
需用費	1,551,000	1,078,540	472,460
役務費	90,000	20,885	69,115
委託料	2,141,000	1,649,173	491,827
使用料及び賃借料	210,000	371,897	△161,897
合 計	4,425,000	3,406,989	1,018,011

**3 監査の主な着眼点**

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

**4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】はままつ保育園

### 1 団体の概要

(1) 設立

昭和 46 年 5 月 1 日

(2) 設立目的

昭和 46 年当時は浜松市内に夜間保育を行っている園がなく、夜間や休日に保育を必要とする乳幼児のために、出来る限り良い環境を提供したいと願い開園した。また、待機児童の解消のため、一人でも多くの乳幼児の保育が出来るように日々努めている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区田町 231 番地の 14

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・職員等 27 人(施設長 1 人、保育従事者 24 人、調理員 2 人)

(5) 主な事業

ア 月極め保育

イ 一時保育

ウ 夜間・休日保育

(6) 市との関係

市は、浜松市認証保育所事業実施要綱に基づいて認証した認証保育所における保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図るため、浜松市認証保育所事業費補助金として、平成 24 年度は 23,317,120 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

認証保育所の運営に要する経費

区分	基準及び補助額				補助対象経費
運営費	1 毎月初日の在籍児童数に、次に掲げる基本額を乗じて得た金額とする。				認証保育所の運営に要する経費
	年齢	0 歳児	1, 2 歳児	3 歳児以上	
	認証区分				
	I 類	34,320 円	18,690 円	9,710 円	
	II 類	17,160 円	9,340 円	4,850 円	
	2 児童の年齢は、当該年度の 4 月 1 日の前日現在の年齢とする。				

(2) 平成 24 年度補助金額

【運営費】	0 歳児	34,320 円	×	261 人	=	8,957,520 円
	1、2 歳児	18,690 円	×	574 人	=	10,728,060 円
	3 歳児以上	9,710 円	×	374 人	=	3,631,540 円
	合 計					23,317,120 円

(3) 交付対象予算額、決算額及び補助額 (単位 円)

区 分	予算額	決算額	補助額
人件費	47,839,897	47,839,897	12,300,000
保育費	5,706,064	5,706,064	3,200,000
給食費	5,644,587	5,644,587	2,850,000
管理費	2,774,460	2,774,460	1,350,000
借地・借家料	34,860,000	34,860,000	3,300,000
施設整備費	372,398	372,398	130,000
その他	866,405	866,405	187,120
合 計	98,063,811	98,063,811	23,317,120

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】株式会社あそび学園(あそびこども園浜松)

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 12 年 8 月 4 日

(2) 設立目的

株式会社あそび学園は、「賢く、思いやりのある、逞しいこども」知・徳・体の調和の取れた人づくりを目指し、「0 歳児からの挑戦」をもとに右脳教育に取り組み、雇用の創造・納税の推進を通じ、地域・社会に貢献し、寄与することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市東区下石田町 320 番地

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・役員等 8 人(取締役会長 1 人、代表取締役 1 人、常務取締役 1 人、取締役 3 人、監査役 2 人)

・職員等 164 人

(5) 主な事業

ア 保育所の経営

イ 英会話教室、音楽教室、学習教室等の経営

ウ 要介護老人、病人及び身体上障害のある者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービスに関する業務

エ 惣菜及び飲食物の製造販売に関する業務

(6) 市との関係

市は、浜松市認証保育所事業実施要綱に基づいて認証した認証保育所における保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図るため、浜松市認証保育所事業費補助金として、平成 24 年度は 29,439,580 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

認証保育所の運営及び子育て支援事業に要する経費

区分	基準及び補助額				補助対象経費
運営費	1 毎月初日の在籍児童数に、次に掲げる基本額を乗じて得た金額とする。				認証保育所の運営に要する経費
	年齢 認証区分	0 歳児	1, 2 歳児	3 歳児以上	
	I 類	34,320 円	18,690 円	9,710 円	
	II 類	17,160 円	9,340 円	4,850 円	
	2 児童の年齢は、当該年度の 4 月 1 日の前日現在の年齢とする。				



子育て 支援事 業費	事業に要した額から、事業の実施に伴って得る利 用料その他の収入の額を控除した額を補助する。 上限：年間 300,000 円 (ただし、開設月数が 12 月に満たない場合 は、年額/12 月×当該年度における開所 月数) (千円未満切り捨て)	認証保育所の行 う子育て支援事 業に要する経費 (施設整備費を 除く。)
------------------	--	--

(2) 平成 24 年度補助金額

【運営費】 0 歳児	34,320 円	×	107 人	=	3,672,240 円
1、2 歳児	18,690 円	×	721 人	=	13,475,490 円
3 歳児以上	9,710 円	×	1,235 人	=	11,991,850 円
小 計					29,139,580 円
【子育て支援事業費】					300,000 円
合 計					29,439,580 円

(3) 交付対象予算額、決算額及び補助額 (単位 円)

区 分	予算額	決算額	補助額
人件費	129,752,000	129,752,000	27,000,000
保育費	2,644,727	2,644,727	1,439,580
給食費	7,000,000	7,000,000	500,000
管理費	3,000,000	3,000,000	0
借地・借家料	1,200,000	1,200,000	500,000
施設整備費	600,000	600,000	0
その他	10,714,500	10,714,500	0
合 計	154,911,227	154,911,227	29,439,580

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】浜松花と緑の祭実行委員会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 17 年 8 月

(2) 設立目的

「花と緑のまち・浜松」を広く市民にPRするため、アクト通りなど中心市街地で市民協働による「花と緑の祭」を開催し、花と緑のまちづくりを推進するとともに中心市街地の活性化を図ることを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区元城町 216 番地の 4 ノーススタービル浜松 5 階

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 32 人(委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 27 人、会計 1 人、監事 2 人)
- ・事務局 6 人

(5) 主な事業

- ア 花と緑の祭の準備、開催及び運営
- イ その他、目的の達成に必要な事業

(6) 市との関係

市は、「花と緑のまち・浜松」を広く市民にPRするためアクト通りなど中心市街地で市民協働による「花と緑の祭」を開催し、花と緑のまちづくりを推進するとともに中心市街地の活性化を図るため、花と緑の祭実行委員会負担金として、平成 24 年度は 4,000,000 円を交付している。

### 2 事業費及び負担金額

(1) 浜松花と緑の祭実行委員会負担金(平成 24 年度収支決算)

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市負担金	4,000,000	4,000,000	0
事業収入	370,000	473,000	103,000
繰越金	180,399	180,399	0
雑収入	301	111	△190
合 計	4,550,700	4,653,510	102,810

## 【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(A)－(B)
1 事務費	55,000	83,070	△28,070
消耗品	25,000	18,840	6,160
通信運搬費	30,000	64,230	△34,230
2 事業費	4,400,000	4,425,849	△25,849
消耗品	150,000	96,699	53,301
委託料	4,250,000	4,329,150	△79,150
3 予備費	95,700	36,270	59,430
合 計	4,550,700	4,545,189	5,511

**3 監査の主な着眼点**

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

**4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】公益財団法人浜松市勤労福祉協会

### 1 団体の概要

#### (1) 設立

昭和 63 年 3 月 1 日

#### (2) 設立目的

勤労者の福祉の推進、勤労者の知識及び教養の向上等に関する事業を行うとともに、浜松市が設置する労働福祉施設の管理運営を行い、もって勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の向上に寄与することを目的としている。

#### (3) 事務所の所在地

浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

#### (4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・役員等 24 人(理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人、評議員 10 人、監事 2 人)

・職員等 24 人

#### (5) 主な事業

ア 勤労者の福祉の推進に関する事業

イ 勤労者の知識及び教養の向上並びに勤労者の健康の増進に関する事業

ウ 浜松市が行う労働福祉事業の受託

エ 労働福祉施設の管理運営

オ 勤労者共済事業

#### (6) 市との関係

市は、市内の中小企業勤労者等の福利厚生を充実し、豊かな暮らしを実現し、もって中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与し、勤労者の福祉向上を図るため、浜松市・湖西市勤労者共済事業費補助金として、平成 24 年度は 19,900,264 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

#### (1) 補助の対象

在職中生活安定・老後生活安定・財産形成事業、健康維持増進・自己啓発事業、余暇活動事業、基本目的達成のための事業

上記に掲げる事業経費の福利厚生費、諸謝金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、手数料、印刷製本費、賃借料、保険料、負担金、健康診断等に要する経費、広告宣伝費、チケット等支払費、委託費、雑費を補助対象とする。

#### (2) 補助額

当該事業に要する経費のうち 2 分の 1 以内の額

(3) 平成 24 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)-(A)
基本財産運用益	50,000	34,164	△ 15,836
受取入会金・会費	163,320,000	164,747,400	1,427,400
事業収益	146,625,000	128,920,740	△ 17,704,260
慶弔給付事業収益	31,595,000	26,892,555	△ 4,702,445
受取補助金	28,080,000	25,844,498	△ 2,235,502
(浜松市)	(21,635,000)	(19,900,264)	(△1,734,736)
(湖西市)	(6,445,000)	(5,944,234)	(△500,766)
雑収益	3,300,000	2,945,659	△ 354,341
記念事業積立金取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
合 計	375,970,000	352,385,016	△ 23,584,984

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	補助金充当額	予算額と決算額との比較(A)-(B)
在職中生活安定・老後生活安定・財産形成事業	3,281,000	2,570,739	889,869	710,261
健康維持増進・自己啓発事業	61,621,000	56,966,393	10,686,916	4,654,607
余暇活動事業	176,392,000	153,234,783	3,811,938	23,157,217
基本目的達成のための事業	29,596,000	29,080,076	10,455,775	515,924
慶弔給付事業	93,619,000	98,978,538	0	△ 5,359,538
管理費	10,547,000	11,284,988	0	△ 737,988
退職給付引当金繰入額	914,000	0	0	914,000
合 計	375,970,000	352,115,517	25,844,498	23,854,483

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】浜名商工会

### 1 団体の概要

#### (1) 設立

平成 22 年 4 月 1 日

#### (2) 設立目的

商工会法に基づき、地区内商工業者の総合的な改善発達を図る地域総合経済団体として、また、小規模事業者支援のための経営改善普及事業の適正かつ円滑な推進を図ることを目的としている。

#### (3) 事務所の所在地

浜松市西区雄踏町宇布見 4859 番地の 15

#### (4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 24 人(会長 1 人、副会長 2 人、理事 19 人、監事 2 人)
- ・事務局 28 人

#### (5) 主な事業

- ア 経営改善普及事業指導職員設置事業
- イ 経営改善普及事業指導事業
- ウ 中小企業活性化対策支援事業
- エ 商工会合併事業

#### (6) 市との関係

市は、地域産業を育成する中小企業団体等に対し補助金を交付することにより、地域産業の経営基盤の安定化を図るため、浜松市中小企業等活性化対策事業費補助金として、平成 24 年度は 16,872,000 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

#### (1) 補助の対象

補助金の対象は、中小企業団体等が実施する事業で、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- ア 経営改善普及事業指導職員設置事業
- イ 経営改善普及事業指導事業
- ウ 中小企業活性化対策支援事業
- エ 商工会合併事業

#### (2) 補助額

補助額は、上記補助対象事業に要した経費の 2 分の 1 以内とする。

ただし、当該経費に対する当補助金以外の補助を受けている場合は、その額を差し引いた経費に適用する。

(3) 補助対象事業費及び補助額

(単位 円)

補助対象事業	補助対象事業費	補助額
経営改善普及事業指導職員設置事業	44,560,224	14,000,000
経営改善普及事業指導事業	8,955,641	1,372,000
中小企業活性化対策支援事業	5,989,593	1,500,000
合 計	59,505,458	16,872,000

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続きにより交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】はままつ冬フェス in machi 実行委員会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成 22 年 4 月 1 日

(2) 設立目的

はままつ冬フェス in machi 実行委員会は浜松市中心市街地における冬のイベント開催を通して、一過性の賑わいの創出だけでなく、商店街や各商店との連携を図ることにより、継続的な賑わいの創出を目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区海老塚町 51 番地の 1

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 20 人(委員長 1 人、副委員長 1 人、実行委員 16 人、監事 2 人)
- ・事務局 2 人

(5) 主な事業

「はままつ冬フェス in machi」の開催及びその実施に伴う活動

(6) 市との関係

市は、中心市街地における冬のイベント「はままつ冬フェス in machi」の開催を通して、一過性の賑わいの創出だけでなく、商店街や各商店との連携を図ることにより、継続的な賑わいを図るため、浜松市商店街魅力アップ支援事業費補助金として、平成 24 年度は 5,000,000 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

補助金の対象は、商業の活性化を目的として、商業者が自ら課題を抽出し、問題解決のために考え実施する事業で、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

ア 集客拠点施設整備事業

イ 賑わい創出事業

ウ 商店街活性化事業

(2) 補助額

補助額は、上記補助対象事業に要した経費の 2 分の 1 以内とする。(限度額は、集客拠点施設整備事業 10,000,000 円、賑わい創出事業 5,000,000 円、商店街活性化事業 2,000,000 円)

ただし、当該経費に対する当補助金以外の補助金や寄付金を受けている場合は、その額を差し引いた経費に適用する。



(3) 平成 24 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市補助金	5,000,000	5,000,000	0
協賛金	4,460,000	4,460,000	0
出店・参加料	1,099,000	1,106,000	7,000
前年繰越	1,511,141	1,511,141	0
合 計	12,070,141	12,077,141	7,000

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	補助金充当額	予算額と決算額との比較(A)－(B)
報償費	271,096	275,908	15,000	△4,812
需用費、印刷製本費	1,010,145	956,865	478,432	53,280
役務費	1,295,300	1,445,709	722,854	△150,409
委託料	7,456,583	7,171,338	3,585,669	285,245
使用料	242,360	238,915	119,457	3,445
負担金	313,000	199,295	78,588	113,705
予備費	1,481,657	1,789,111	0	△307,454
合 計	12,070,141	12,077,141	5,000,000	△7,000

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続きにより交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】高台発展会

### 1 団体の概要

(1) 設立

昭和 47 年 2 月 16 日

(2) 設立目的

高台地区の発展会と会員相互の親睦を図り、社会的、経済的地位の向上を目指すことを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区幸一丁目 13 番 15 号

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・役員等 7 人(会長 1 人、会長代行 1 人、副会長 3 人、会計 1 人、監査役 1 人)

(5) 主な事業

商店街の活性化及び街路灯照明の LED 化事業

(6) 市との関係

市は、高台商店街における街路灯照明の LED 化により維持管理費を軽減し、もって商店街活動費に充当することにより商店街の活性化を図るため、商店街街路灯等 LED 化促進事業費補助金として、平成 24 年度は高台発展会に 5,246,000 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

補助金の対象は、商店街に設置された街路灯等の LED 灯等へのランプ及び部材の交換に要する経費とする。

(2) 補助額

補助額は、上記補助対象事業に要した経費の 2 分の 1 以内とする。

ただし、補助限度額として 1 基あたり 100,000 円とする。

(3) 補助対象事業費及び補助額

(単位 円)

補助対象事業	補助対象事業費	補助額
高台発展会街路灯等 LED 化促進事業	10,492,650	5,246,000
合計	10,492,650	5,246,000

### 3 監査の主な着眼点

(1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。

(2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続きにより交付・受領されているか。

(3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等に

より適切に執行されていることが確認できるようになっているか。

(4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

(5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

#### **4 監査の結果**

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【財政援助団体監査】遠州鉄道株式会社

### 1 団体の概要

(1) 設立

昭和 18 年 11 月 1 日

(2) 事務所の所在地

浜松市中区旭町 12 番地の 1

(3) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 15 人(取締役社長 1 人、専務取締役 1 人、常務取締役 3 人、取締役 6 人、常勤監査役 1 人、監査役 3 人)

(4) 市との関係

市は、循環まちバス運行助成事業を実施することにより、中心市街地の来街・回遊性の向上、公共交通の利用促進、交流人口の拡大を図り、もって中心市街地の活性化を推進するため、浜松市循環まちバス運行事業費補助金として、平成 24 年度は 40,500,000 円を交付している。

### 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

補助金の対象は、循環まちバス運行事業に要する経費とする。

(2) 補助額

【上期：平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日】

補助額は、補助期間の運行に要する経費の総額から次の算式により算出した額を差し引いた額とする。

市が設定する補助期間の想定乗車人数×(前年度から起算して過去 5 年間の運賃収入の総額÷前年度から起算して過去 5 年間の乗車人数の総額)

【下期：平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日】

補助額は、補助期間の運行に要する経費の総額から、浜松市循環まちバス運行事業費補助金にかかる運賃収入算定に関する事務取扱要領に定める運賃収入の総額を差し引いた額とする。

(3) 補助対象事業費及び補助額

(単位 円)

補助対象事業	補助対象事業費	補助額
上期 (人件費、燃料費、保険料ほか)	34,157,668	23,000,000
下期 (人件費、燃料費、保険料ほか)	26,395,653	17,500,000
合計	60,553,321	40,500,000

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

#### 財政援助団体監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 条の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出します。

循環まちバス運行事業は、中心市街地の来街・回遊性の向上、公共交通の利用促進、交流人口の拡大を図る目的で平成 14 年度から実施され、10 年が経過した。

平成 24 年度下半期からは、循環ルートの変更と便数削減を行い、運行事業費の軽減等を図っているが、1 便当たりの平均乗車人数は、下半期においても事業計画における想定乗車人数に達しておらず、また乗車人数は 22 年度以降減少傾向にあることから、事業目的に対し必ずしも十分な成果が上がっているとはいえない。

その背景には、中心市街地の空洞化やライフスタイルの変化等があることは理解できるが、事業収支や実施効果を検証し、継続実施の是非を含め、事業の見直しについて検討されたい。

## 【出資団体監査】公益財団法人浜松国際交流協会

### 1 団体の概要

(1) 設立

平成3年10月1日

(2) 設立目的

浜松市の特性を生かし、経済、学術、文化等の国際交流事業及び在住外国人の日常生活に関する支援事業を幅広く行い、もって個性と活力にあふれた国際都市浜松の創造に寄与することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区早馬町2番地の1 クリエイト浜松4階

(4) 組織(平成25年3月31日現在)

- ・役員等 16人(代表理事1人、業務執行理事1人、理事3人、評議員9人、監事2人)
- ・事務局 18人

(5) 主な事業

- ア 国際交流、国際理解及び国際協力活動の推進
- イ 多文化共生社会づくりの推進
- ウ 国際ボランティア及び市民活動の支援
- エ 国際交流に関する情報の収集及び提供
- オ 国際交流関係諸団体との連絡調整

(6) 市との関係

市は、国際交流事業及び在住外国人の日常生活に関する支援事業を幅広く行い、国際都市浜松の創造に寄与するために設立された公益財団法人浜松国際交流協会に対し、150,000,000円を出資(出資比率42.4%)している。

### 2 監査の主な着眼点

- (1) 団体における出納及び出納に関連する事務の執行に当たり、必要かつ最も基本・基準となる諸規程が整備されているか。また、その諸規程は適切に管理され、事務の執行がそれに基づき適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。

### 3 経営状況

#### (1) 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	27,081	流動負債	13,497
固定資産	359,679	固定負債	982
基本財産	353,782	負債合計	14,479
特定資産	5,873	<b>正味財産の部</b>	
その他固定資産	23	指定正味財産	344,696
		(うち基本財産への充当額)	(344,696)
		一般正味財産	27,584
		正味財産合計	372,281
資産合計	386,761	負債及び正味財産合計	386,761

※ 表中に用いた金額は、原則として千円未満を切り捨て表示した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。(以下同じ)

#### (2) 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
<b>一般正味財産増減の部</b>	
経常増減の部	
経常収益	91,688
経常費用	91,406
当期経常増減額	282
経常外増減の部	
経常外収益	322
経常外費用	0
当期経常外増減額	322
当期一般正味財産増減額	605
一般正味財産期首残高	26,979
一般正味財産期末残高	27,584
<b>指定正味財産増減の部</b>	
基本財産運用益	2,933
一般正味財産への振替額	2,808
当期指定正味財産増減額	125
指定正味財産期首残高	344,571
指定正味財産期末残高	344,696
正味財産期末残高	372,281

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

## 【出資団体監査】公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

### 1 団体の概要

#### (1) 設立

- 昭和 56 年 3 月 22 日 財団法人ローカル技術開発協会設立  
平成 3 年 4 月 1 日 財団法人浜松地域テクノポリス推進機構に名称変更  
平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に移行

#### (2) 設立目的

産学官との交流及び連携のもとに各種事業を通じて地域企業の経営基盤強化を図ることにより、浜松地域はもとより静岡県産の産業経済の発展に寄与することを目的とする。

#### (3) 事務所の所在地

浜松市中区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階

#### (4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 24 人(理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 9 人、評議員 11 人、監事 2 人)
- ・事務局 53 人

#### (5) 主な事業

- ア 技術、知財、市場、販路等の各種産業情報の収集・提供及び相談業務
- イ 異分野・異業種交流の推進
- ウ 基盤技術の継承及び産業人材の育成並びに研究・技術開発成果の実用化
- エ 研究・技術開発成果及び知財の活用による事業化
- オ 市場・販路開拓
- カ 前各号に係る国、地方公共団体等からの関連事業の受託
- キ 中小企業が行う新技術、新製品開発等に伴う資金借入れに対する債務保証

#### (6) 市との関係

市は、産学官との交流及び連携のもとに各種事業を通じて地域企業の経営基盤強化を図ることにより、浜松地域はもとより静岡県産の産業経済の発展に寄与することを目的として設立した公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構に対し、543,000,000 円(出資比率 30.1%)を出資している。

### 2 監査の主な着眼点

- (1) 団体における出納及び出納に関連する事務の執行に当たり、必要かつ最も基本・基準となる諸規程が整備されているか。また、その諸規程は適切に管理され、事務の執行がそれに基づき適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。



### 3 経営状況

#### (1) 貸借対照表

平成 25 年 3 月 31 日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	427,950	流動負債	175,762
固定資産	2,113,160	固定負債	17,535
基本財産	606,148	負債合計	193,298
特定資産	1,415,526	<b>正味財産の部</b>	
その他固定資産	91,485	指定正味財産	1,807,131
		(うち基本財産への充当額)	(606,148)
		(うち特定資産への充当額)	(1,200,983)
		一般正味財産	540,680
		(うち特定資産への充当額)	(197,007)
		正味財産合計	2,347,812
資産合計	2,541,110	負債及び正味財産合計	2,541,110

#### (2) 正味財産増減計算書

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
<b>一般正味財産増減の部</b>	
経常増減の部	
経常収益	483,249
経常費用	486,496
当期経常増減額	△ 3,247
経常外増減の部	
経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,247
一般正味財産期首残高	543,927
一般正味財産期末残高	540,680
<b>指定正味財産増減の部</b>	
基本財産運用益	12,237
特定資産運用益	17,798
受取補助金等	136,768
一般正味財産への振替額	166,252
当期指定正味財産増減額	551
指定正味財産期首残高	1,806,580
指定正味財産期末残高	1,807,131
正味財産期末残高	2,347,812

#### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい

##### (1) 消費税及び地方消費税について(団体に対するもの)

消費税及び地方消費税について、平成 24 年度決算では確定額が未計算である。

これにより、24 年度決算では、租税公課及び未払金について、確定額と決算期までに納付処理された中間申告分等の差額が未計上となっている。

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額への影響額(A)-(B)
租税公課	6,256,000	7,164,700	△908,700

##### (2) 賞与引当金について(団体に対するもの)

賞与引当金について、プロパー職員と嘱託職員とで適用すべき支給率を区別して算出すべきところ、同一の支給率を使用しているため、138,600 円過大計上となっている。

(算定方法)

- ・プロパー職員 : 給料×支給率(1.95)×計算期間/支給対象期間
- ・嘱託職員 : 給料×支給率(1.60)×計算期間/支給対象期間

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額への影響額(A)-(B)
賞与引当金繰入額	2,072,200	1,933,600	138,600

##### (3) 受取利息について(団体に対するもの)

基本財産及び特定資産に係る経過利息(公社債に係るもの)について、計上金額に誤りがある。

なお、計算誤りの原因は、対象資産の適用範囲及び適用利率の誤りである。

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額 への影響額 (B)-(A)
基本財産運用益			
基本財産受取利息	12,006,445	12,227,476	221,031
特定資産運用益			
債務保証基金受取利息	9,386,788	9,731,402	344,614
高度技術振興基金受取利息	2,223,367	2,223,367	0
地域産業活性化基金受取利息	5,538,234	5,540,096	1,862
その他特定資産受取利息	328,958	328,958	0

### 財政援助団体監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 条の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出します。

中小企業の研究開発等資金借入れに対して債務保証事業を実施しているが、財団が代位弁済したことによる債務者に対する求償権は、平成 24 年度決算で 7,900 万円余となっている。

債務者の中には、経営破綻や解散登記をしたもののほか自己破産したものも含まれていることから、債権回収の可能性を見極め、適切な債権処理を進められたい。

## 【出資団体監査】公益財団法人浜松市勤労福祉協会

### 1 団体の概要

(1) 設立

昭和 63 年 3 月 1 日

(2) 設立目的

勤労者の福祉の推進、勤労者の知識及び教養の向上等に関する事業を行うとともに、浜松市が設置する労働福祉施設の管理運営を行い、もって勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の向上に寄与することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区城北一丁目 8 番 1 号

(4) 組織(平成 25 年 3 月 31 日現在)

・役員等 24 人(理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人、評議員 10 人、監事 2 人)

・職員等 24 人

(5) 主な事業

ア 勤労者の福祉の推進に関する事業

イ 勤労者の知識及び教養の向上並びに勤労者の健康の増進に関する事業

ウ 浜松市が行う労働福祉事業の受託

エ 労働福祉施設の管理運営

オ 勤労者共済事業

(6) 市との関係

市は、勤労者の福祉の推進、勤労者の知識及び教養の向上等に関する事業を行うとともに、浜松市が設置する労働福祉施設の管理運営を行い、もって勤労者の福祉の増進及び勤労意欲の向上に寄与することを目的として設立した財団法人浜松市勤労福祉協会に対し、50,000,000 円(出資比率 45.5%)を出資している。

### 2 監査の主な着眼点

(1) 団体における出納及び出納に関連する事務の執行に当たり、必要かつ最も基本・基準となる諸規程が整備されているか。また、その諸規程は適切に管理され、事務の執行がそれに基づき適正に行われているか。

(2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

(4) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(5) 会計経理及び財産管理は適切か。

### 3 経営状況

#### (1) 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	59,085	流動負債	48,557
固定資産	187,250	固定負債	29,140
基本財産	110,000	負債合計	77,698
特定資産	76,883	<b>正味財産の部</b>	
その他固定資産	367	指定正味財産	110,000
		(うち基本財産への充当額)	(110,000)
		一般正味財産	58,637
		正味財産合計	168,637
資産合計	246,336	負債及び正味財産合計	246,336

#### (2) 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位 千円)

科 目	金 額
<b>一般正味財産増減の部</b>	
経常増減の部	
経常収益	397,370
経常費用	403,688
当期経常増減額	△ 6,317
経常外増減の部	
経常外収益	0
経常外費用	3,862
当期経常外増減額	△ 3,862
当期一般正味財産増減額	△ 10,179
一般正味財産期首残高	68,817
一般正味財産期末残高	58,637
<b>指定正味財産増減の部</b>	
一般正味財産から振替額	0
一般正味財産への振替額	0
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	110,000
指定正味財産期末残高	110,000
正味財産期末残高	168,637

### 4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導。助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

#### (1) 消費税及び地方消費税について(団体に対するもの)

消費税及び地方消費税について、平成24年度決算では確定計算が未計算である。

これにより、24年度決算では、租税公課及び未払金について、確定額と決算期までに納付処理された中間申告分等の差額が未計上となっている。

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額への影響額(A)-(B)
租税公課	3,900,300	4,012,200	△111,900

(2) 賞与引当金の計上について(団体に対するもの)

平成 24 年度決算において、賞与引当金が未計上である。このため、賞与引当金繰入額として計上すべき額が以下のとおり不足している。

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額への影響額(A)-(B)
賞与引当金繰入額	0	3,983,271	△3,983,271

(3) 人件費の未払金計上について(団体に対するもの)

平成 25 年 3 月分の時間外手当及び賃金等(1,630,442 円)について、平成 24 年度決算において未払金計上していない。

未払金を適正に計上した場合の正味財産増減計算書への影響額は、以下のとおりである。

(単位 円)

科 目	現状の処理(A)	あるべき処理(B)	一般正味財産増減額への影響額(A)-(B)
給料手当	46,777,354	47,339,091	△561,737
臨時雇用賃金	6,616,665	7,189,790	△573,125
福利厚生費	7,800,158	8,295,738	△495,580
合 計	61,194,177	62,824,619	△1,630,442

### 財政援助団体監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 条の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出します。

消費税及び地方消費税の未払計上や賞与引当金の未計上の不適切な会計処理については、平成 22 年 10 月に実施した出資団体監査においても、今回と同様の指摘を行ったところであるが、改善されていない。

会計事務については、公益法人会計基準に基づき適正な事務処理を行うよう、協会に対して指導されたい。

## 【公の施設の指定管理者監査】浜松市勤労福祉協会・日本シアタサービス共同事業体

### 1 施設の概要等

#### 浜松市勤労会館（Uホール）

(1) 所在地

浜松市中区城北一丁目8番1号

(2) 施設の内容

昭和59年4月9日開設

鉄筋コンクリート造4階建

- ・ホール 定員549固定席（他に車椅子スペース3席分）  
舞台（間口15m、奥行10.5m、高さ7m）  
楽屋（洋室1室（22㎡）、和室1室（8畳））
- ・会議室 11会議室（48名）、21会議室（8名）、22会議室（26名）  
23会議室（126名）、24会議室（48名）
- ・和室 第1和室、第2和室（18畳2室）、第3和室（8畳1室）
- ・その他 事務所（98㎡）、労働団体連絡室（68.2㎡）  
倉庫（52㎡）、公衆トイレ（12㎡）
- ・駐車場 敷地内10台、借地90台

(3) 指定期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 指定管理料(平成24年度)

19,990,000円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

- ア 会館の利用許可に関する業務
- イ 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関して必要と認める業務

(7) 指定管理に関する収支(平成24年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	19,990,000
利用料金収入	25,709,650
事業収入	2,285,940
収入合計	47,985,590

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	11,719,915
管理費	35,994,115
その他	17,240
支出合計	47,731,270

(8) 施設の利用状況

[平成23年度と平成22年度の比較] (単位 人員 人、収入額 円)

利用区分	平成23年度(A)		平成22年度(B)		増減(A)-(B)	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
【勤労団体】						
ホール	1,260	695,310	1,650	556,640	△ 390	138,670
会議室	7,829	1,129,630	7,634	893,000	195	236,630
和室	2,131	99,940	2,540	261,000	△ 409	△ 161,060
【一般団体】						
ホール	41,113	17,335,050	34,490	14,111,870	6,623	3,223,180
会議室	24,289	6,769,470	25,389	6,871,310	△ 1,100	△ 101,840
和室	7,931	868,810	7,826	718,920	105	149,890
計	84,553	26,898,210	79,529	23,412,740	5,024	3,485,470

[平成24年度と平成23年度の比較] (単位 人員 人、収入額 円)

利用区分	平成24年度(A)		平成23年度(B)		増減(A)-(B)	
	人員	収入額	人員	収入額	人員	収入額
【勤労団体】						
ホール	2,500	869,520	1,260	695,310	1,240	174,210
会議室	6,832	991,880	7,829	1,129,630	△ 997	△ 137,750
和室	2,025	89,140	2,131	99,940	△ 106	△ 10,800
【一般団体】						
ホール	42,685	15,998,650	41,113	17,335,050	1,572	△ 1,336,400
会議室	23,706	6,896,640	24,289	6,769,470	△ 583	127,170
和室	8,066	863,820	7,931	868,810	135	△ 4,990
計	85,814	25,709,650	84,553	26,898,210	1,261	△ 1,188,560

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。



### 3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

#### (1) 第三者への再委託について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市勤労会館指定管理者仕様書に定められた施設管理業務一覧のうち、舞台音響設備保守点検業務、舞台設備機構装置保守点検業務、舞台照明設備保守点検業務、ホール椅子設備保守点検業務について、市長の承認を得ず再委託している。